

非定常的な日常保全等の混在作業の場合の連絡調整の事例 2

B社における作業時間シートを用いた連絡調整

1 事前の協議会開催

- (1) 日当たり 50 人以上がかかわる工事については安全衛生協議会を開催する。
- (2) 各種書類を準備する（誓約書・安全パトロール計画表・協議会会則・安全組織体制・安全衛生協議会組織図・安全衛生管理計画書・緊急連絡網等）。
- (3) 「作業時間シート」（別表）を各請負事業者が作成しそのすりあわせの場を設ける。その後工事を実施する工場にて工事の開始式を開催し、工事に備える。

2 工事当日

- (1) 工事開始の当日は決起集会を 8:00 に開催し工事期間中の安全を参加者全員で誓い合う。
- (2) その後は一日の安全サイクルに従い、朝会、午前の安全点検、午後一の 4 S、午後の安全点検、進行会議等を管理運営する。また、工事責任者が 2 時間ごとに作業時間シートに実績を記入することにより、B社及び各請負事業者の間で進捗情報の共有化を図り、必要な調整を行う。

3 工事終了後

協議会メンバーで反省会を実施、次回の工事に向け改善を実施する。

作業時間シート (電話帳) 7月22日 (金) 本日の行動目標 ヨシ!

整理番号 3MO11111 工事名称 パッキン交換修理
 工場名 ○○工場 建屋名 車体工場 工期 2011/07/20~07/23 仕入先名 ○○○○プレス機械
 ライン名 30-3 柱番号 S1~S4 作成日 2011/07/19 施工業者 ○○○○プレス機械

安全管理者 ○○ ○○ TEL.000-00-0000
 工事責任者 ○○ ○○ TEL.000-00-0000
 作業責任者 ○○ ○○ TEL.000-00-0000

No.	作業工程	有: ●		作業責任者 (工程毎に 違う場合)	人数	台数	原単位	作手 No.	作業時間 ※作業時間は「J」、休憩時間は「J」、休憩時間は「9」を入力											再評価後最大のリスク		備考 (下記必須) 火気 ● 終了時刻と監視時間 火気責任者
		高所	火気						8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
1	作業指示、KYミーティング			○○○○	10名																	
2	器具・工具の点検とチェック 工事車両の油漏れ点検			○○○○	10名																	
3	工具の搬入運搬作業			○○○○	10名																	
4	足場の設置・撤去			○○○○	10名																	
5	防音カバーの分解・組付け			○○○○	10名																	
6	ハランサーロータリ吊り固定			○○○○	10名																	
7	ハランサーロータリエンドナットの分解・組付け			○○○○	10名																	
8	ハランサーロータリパッキン押さえの分解・組付け			○○○○	10名																	
9	ハランサーロータリパッキンの交換			○○○○	10名																	
10	試運転確認			○○○○	10名																	
11	周辺の4S			○○○○	10名																	
12	4S(整理・整頓・清掃・清潔)			○○○○	10名																	
13																						
14																						
15																						
16																						
17																						
18																						
19																						
20																						

非定常的な日常保全等の混在作業の場合の連絡調整の事例3

C社でのクレーン付近作業に関する連絡調整

1 クレーン付近作業準備

- (1) クレーン付近作業準備を行なう場合は、如何なる場合であっても関係部署に対する事前連絡を行わなくてはならない。又、当初計画に変更を来し、又は変更使用とする時は、必ず作業施工管理部署長の承認を受けて、改めて手続きを行わなければならない。
- (2) クレーン付近作業予定者は、「天井クレーン付近作業予告書」(別表)を以って連絡しなければならない。

2 クレーン運転禁止

- (1) クレーン付近ではクレーン稼働時間中は原則として作業は禁止する。但しやむを得ず実施する場合は運転出来ない様施錠し、そのキーを作業責任者が所持し、コントローラーに「運転禁止」の標識を取り付け、且つ作業付近の見易い箇所にも標識を取り付けるものとする。
- (2) クレーンを運転しなければ一定の作業が出来ない作業は、次項を実施しなければならない。
 - ① 作業指揮者を定める。
 - ② 監視人を決めて配置する。
 - ③ クレーンガータ中央付近及びランウェイ上の作業区域両端に垂れ幕標識を下げる。

表 クレーン付近作業の分類

作業名	クレーンに近接した作業	クレーンを運転しなければ出来ない作業
建屋、構築物関係工事及び点検修理	天窓修理、梁の補修 等	天窓補修 等
機械設備工事及び点検修理	クレーンレール交換、締め付け走行車輪 運転室の点検・修理、水平・うねり測定 増し締め	
動力関係工事	クレーンガータより上の部分に設置した 特定の配線・配管等の設備点検補修 等	天井照明修理作業 等
クレーン自体の点検	クレーン点検、給油、補修 等	クレーン点検 等

天井クレーン付近作業予告書

様式 5 (例)

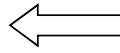
発行 年 月 日

クレーン所有課 ()

課長印	係長印	工長印
-----	-----	-----

クレーン所有課 ()

課長印	係長印	工長印
-----	-----	-----



作業施工課 ()

課長印	係長印	工長印
-----	-----	-----

協力会社名 _____
 住 所 _____
 責任者名 _____ 印

クレーン付近作業予告書

日時	月 日 時 分より				月 日 時 分より				月 日 時 分より			
	月	日	時	分	月	日	時	分	月	日	時	分
設備名称												
作業場所												
作業内容												
作業施工課												
作業指揮者名												

作業場所

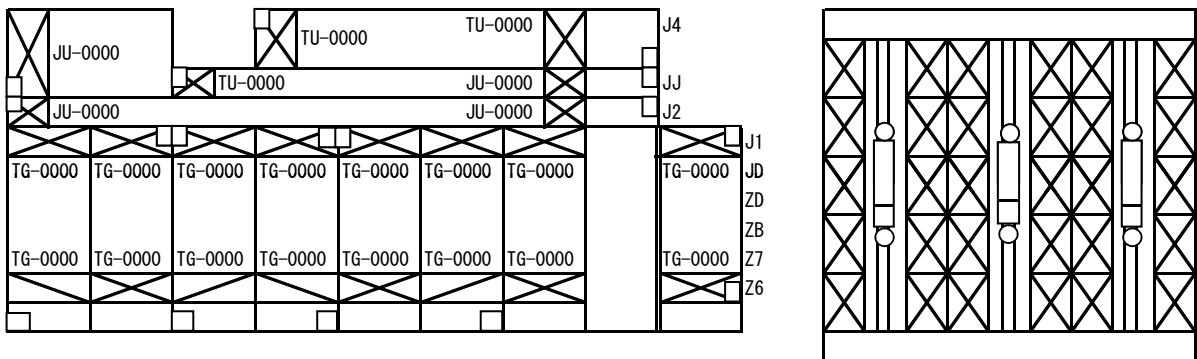
※作業場所を赤○印で示すこと。

▽印は電源BOXの位置を示す。

※関連停止クレーンは□印で示すこと。

□印はクレーンへの昇降階段の位置を示す。

スタッパークレーン



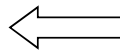
発行 年 月 日

クレーン所有課 ()

課長印	係長印	工長印
-----	-----	-----

クレーン所有課 ()

課長印	係長印	工長印
-----	-----	-----



作業施工課 ()

課長印	係長印	工長印
-----	-----	-----

協力会社名 _____
 住 所 _____
 責任者名 _____ 印

クレーン付近作業連絡書

日時	月 日 時 分より				月 日 時 分より				月 日 時 分より			
	月	日	時	分	月	日	時	分	月	日	時	分
設備名称												
作業場所												
作業内容												
作業施工課				安全対策						安全対策		
作業指揮者名												
作業員数												
免許No.												
有資格者												

4. 3 作業間の連絡調整等の協議の場の設置と運営

4. 3. 1 作業間の連絡調整等の協議の場（協議会）と運営

製造業元方指針では、以下の定期的な協議会と随時の協議会を開催することとして、参加者と議題を示している。

元方事業者は、関係請負人との間において必要な情報を共有し、共通認識を持つことが混在作業による労働災害防止に当たって有効であることから、関係請負人の数が少ない場合を除き、関係請負人と協議を行う場（以下「協議会」という。）を設置し、定期的を開催するとともに、その使用する労働者に協議会における協議結果を周知させること。

また、機械等を導入し、又は変更したとき、元方事業者又は関係請負人の作業内容を大幅に変更したとき、関係請負人が入れ替わったとき等混在作業による労働災害の防止のために協議すべき必要が生じたときにも協議会を開催すること。

製造業元方指針が事業場全体の総合的な安全衛生管理を趣旨としていることから、事業者数が少ない場合も協議会を設置することが望ましい。

(1) 定期の協議会

これは、自動車製造作業の一部を他に請け負わせていて、定常的に混在作業となるような場合の労働災害防止上の共通問題を協議し、情報共有と共通認識を醸成させ、混在作業での労働災害の防止の連絡調整等の協議を有効に行うようにするものである。

(2) 随時の協議会

これは、上記指針にあるような状況の変化時や、非定常的な突発対応や日常保全作業等での混在作業の個別具体的な連絡調整等の協議を行うもので、主として工事着工開始許可後の一の場所の日々の朝会や各工事の進捗打合での状況変化を踏まえた連絡調整等が該当する。以上の協議会に関連したポイントをまとめると下図 4.5 となる。

	定期の協議会	随時の協議会
目的	元方事業者と関係請負人の中で情報共有し、共通認識を持つことでの、混在作業による労働災害の防止上の共通問題の協議	状況変化時や、非定常作業等の混在作業による労働災害の防止上の個別問題の協議
参加者	(ア) 元方事業者 a 作業間の連絡調整等の統括管理を行う者 b 安全管理者等 c 職長等 (イ) 関係請負人 a 連絡調整等を行う責任者 b 安全管理者等	同左に加え必要に応じ、作業指揮者等
議題	下記に関すること ①安全衛生に関する方針、目標、計画、 ②作業手順や点検基準等の安全衛生規程及び当該規程に基づく作業等の実施、 ③労働者に対する教育の実施、 ④クレーン等の運転についての合図の統一等、 ⑤作業場所の巡視の結果及びこれに基づく措置、 ⑥労働災害の原因及び再発防止対策等	下記に関すること ①機械の導入変更 ②作業内容の変更 ③請負人の入替り ④施工計画、作業段取り ⑤工事環境設定確認 ⑥危険、混在作業の調整 ⑦作業場所の巡視の結果と措置
ポイント	定常的な混在作業の共通問題の協議 (事業場全域での製造作業等)	非定常的な混在作業の個別問題の協議 (突発対応や日常保全作業等)

図 4. 5 作業間の連絡調整等の協議の場（定期と随時の協議会）

4. 3. 2 安全・衛生委員会と協力会と協議会の関係

(1) 安全・衛生委員会

安全・衛生委員会は4.1で述べたように、その会社内の労働者の安全衛生管理に係る事項を扱うもので、その事業場の総括安全衛生管理者の下での法定(安衛法第17条)の委員会であり、他社に対しての調整事項や指示事項を扱うものではない。

従って次項の「協議会」や「協力会」とは対象範囲と議題及び出席者等で基本的に異なるものであるが、自動車・自動車部品会社の安全・衛生委員会に議題に応じ構内請負会社の代表をオブザーバーとして参加させ、自動車・自動車部品製造事業場の安全衛生管理の方針等を周知することは望ましいことである。

(2) 協議会

一方、製造業元方指針に示されている「協議会」は一の場所で混在作業を行う事業者間横断の連絡調整等の場であって、元方事業者の連絡調整等を統括管理する者の下で行う事業者間協議の場である。

建設業の場合は協議会組織の設置と運営は法定(安衛法第30条)の義務だが、製造業では指針で設置が規定されているものである。

協議会は、定常的な操業の混在作業の場合は定期的に行われ、非定常の混在作業の場合や協議を必要とする状況変化時に随時に行われるとよい。

(3) 協力会

また「協力会」は事業場構内の協力会社の任意参加の構内作業の安全衛生管理に係る事項の情報共有や周知活動、あるいは研修や勉強会等の共同実施や親睦行事などを行う任意団体であり、混在作業の連絡調整の協議の場である上記の「協議会」とは全く別のものである。(自動車・自動車部品製造会社によってはこの「協力会」のことを「協議会」と称するところがあるが、ここでは「協議会」とは前項(1)を指す)

混在作業が定常的な生産活動の一部の請負に関するものである場合は、構内の請負会社も固定的であり、この「協力会」の連絡会の場を活用し、元方事業者の自動車・自動車部品製造会社が顧問的あるいは会員として参加し、混在作業の定期的な連絡協議または周知を行う場となっても良い。

しかし、「協力会」は非定常の混在作業ではその作業の個別具体的な随時の連絡調整の協議の場とはならないので、やはり元方事業者である自動車・自動車部品製造会社の統括管理する者の下で、関係請負人の連絡調整の責任者を招集した「協議会」を開催すべきである。

4. 4 作業間の連絡調整に関連するその他の実施事項

製造業元方指針は製造事業場の総合的な安全衛生管理を目指すものだが、そのための管理体制と計画、連絡調整の実施、協議を行う場の設置についてはこれまで述べたところである。

ここではそれ以外の製造業元方指針で示された全事項につき、主として連絡調整に関連する事業者間の情報の共有、共通認識の視点で概要ポイントを以下に示す。

なお製造業元方指針（ここでは以下「指針」）の原文は参考資料を参照のこと。

4. 4. 1 作業場所の巡視（指針第2の4）

詳細は第7章にあるが、連絡調整の実施状況の確認のため、定期的に混在作業場所を巡視し、安衛法令に違反していると認める時（第30条の2で義務となった混在作業の連絡調整で定めた事項を含む）は、元方事業者である自動車・自動車部品製造会社の「連絡調整を統括管理する者」は、関係請負人の作業員といえども、その場で是正のための必要な指示を直接行わねばならない。

この請負人の労働者への安全上の直接の指示は安衛法第29条に定められた元方事業者の責務であり、請負作業遂行上の指揮命令には当たらず派遣法に抵触しない。（4.4.9(2)参照）

4. 4. 2 安全衛生教育（指針第2の5）

詳細は第6章にあるが、定常的に操業等の一部を請け負わせるような場合は、関係請負人が行うべき安全衛生教育について、混在作業となる状況（リスク）と混在作業場の統括管理方針及び連絡調整体制と周知方法等の教育内容につき必要に応じ教育の場所の提供、資料の提供等の支援をすることが必要である。

4. 4. 3 クレーン等の運転についての合図の統一等（指針第2の6、第3の4）

安衛則第643条の3～第643条の6で元方事業者と関係請負人の労働者の作業が同一の場所（一の場所）で行われる場合（つまり混在作業の場合）のクレーン等の運転についての合図、事故現場の標識の統一、有機溶剤等の容器の集積箇所、警報の各々を統一することが必要である。

事例4.4に、合図や表示の統一に関する実施要領の例を示す。また、事例4.5はクレーン運転に関わる手合図の一例である。

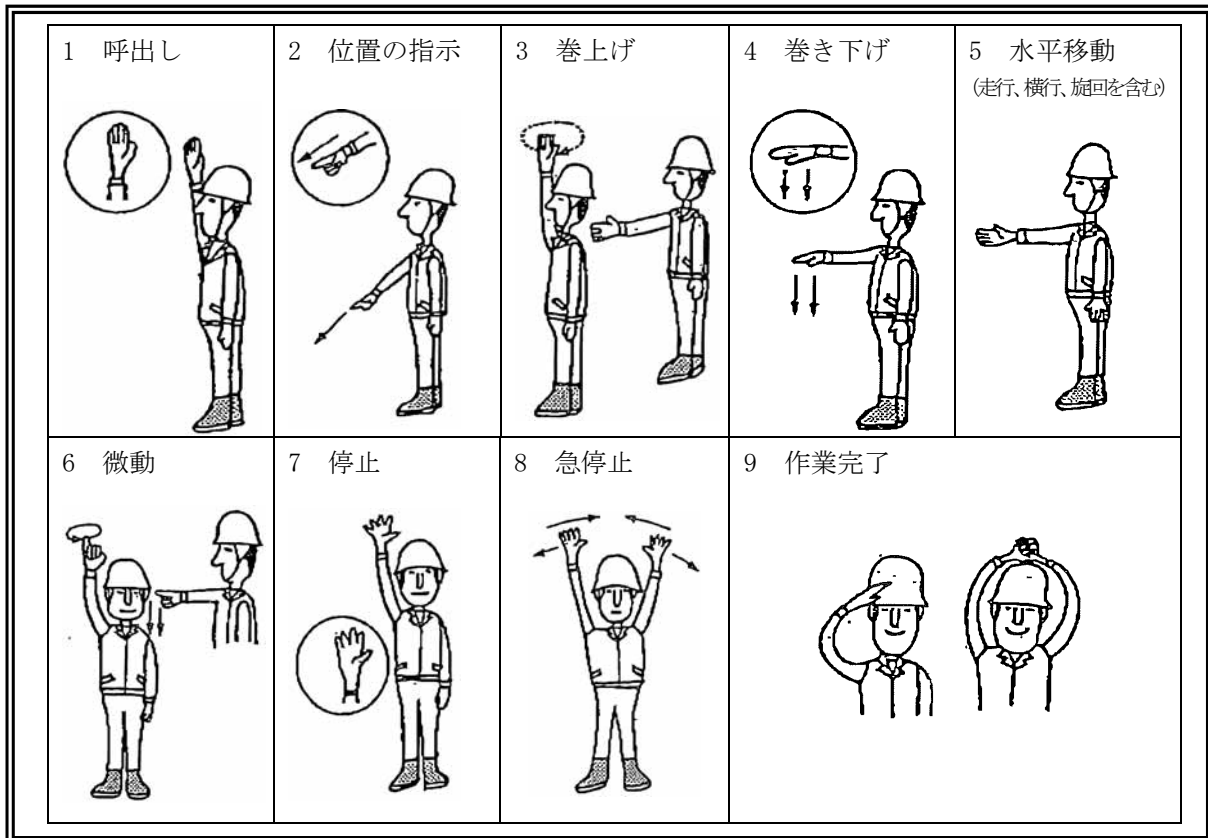
D 社における合図、表示の統一の実施要領 (D 社内規より抜粋)

1 D 社及び請負人は、請負人の主たる作業領域及び請負人の労働者と D 社又は他社の労働者が混在又は混在が予想される場所における次の合図、表示等について、協議を行って統一しなければならない。

- ① 警報 (避難警報、起動前警報、異常警報等)
- ② 避難、誘導に関する合図、表示
- ③ 笛、手合図 (クレーンの手合図等)
- ④ 警戒色等 (赤、橙、黄色) の表示の意味
- ⑤ 危険性、有害性に関する表示
- ⑥ 立入り禁止に関する表示
- ⑦ 交通安全に関する合図、表示

2 前項の協議は、D 社が定める合図、表示等への統一を基本とする。但し、請負業務実施場所の労働者の構成から請負人が定める合図、表示等に従う方が、混乱、勘違い防止の期待度が高い場合は、請負人が定める合図、表示等への統一を協議して決定する。

事例 4. 4 合図や表示の統一等に関する規定の例



事例 4. 5 クレーンの手合図の例